

## 令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：九度山町

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	80.1 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	92.4 %
全職員	58.1 %

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部長局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	非公表
本庁課長補佐相当職	99.2 %
本庁係長相当職	89.8 %

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	90.6 %
31～35年	93.1 %
26～30年	91.9 %
21～25年	110.8 %
16～20年	87.5 %
11～15年	106.6 %
6～10年	84.5 %
1～5年	82.5 %

#### 【説明欄】

- ・2(1)「本庁部長局長・次長相当職」は該当する職員がいないため、「—」と表示しています。
- ・2(1)「本庁課長相当職」は女性職員が1名であるため、非公表としています。
- ・全職員の男女比は7：3であるところ、近年の女性の新規採用を増やした結果、勤続年数15年以下の区分に占める職員の女性の割合が約6割となっており、相対的に給与水準が低い職員が女性に偏っている。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。